

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和3年度 第11回定例  
11月4日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年11月4日に教育委員会第11回定例会を招集した。

- |   |      |              |         |        |
|---|------|--------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和3年11月4日（水） | 開会      | 13時15分 |
|   |      |              | 閉会      | 15時00分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室      |         |        |
| 3 | 出席者  | 教 育 長        | 木 苗 直 秀 |        |
|   |      | 委 員          | 渡 邊 靖 乃 |        |
|   |      | 委 員          | 藤 井 明 宏 |        |
|   |      | 委 員          | 伊 東 幸 宏 |        |
|   |      | 委 員          | 小野澤 宏 時 |        |

事務局（説明員）	長	澤 由 哉	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監	
	水 口 秀 樹	理事（総括担当）	
	松 井 和 子	理事	
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長	
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長	
	中 山 雄 二	教育政策課長	
	青 木 康 行	財務課長	
	本 村 勉	教育厚生課長	
	本 多 伸 治	高校教育課長	
	伊 賀 匡	特別支援教育課長	
	近 藤 浩 通	健康体育課長	
	山 下 英 作	社会教育課長	
	中 川 恵	静岡教育事務所長	
	松 山 淳	静岡西教育事務所長	
	松 下 和 弘	総合教育センター所長	
	赤 石 達 彦	中央図書館長	
	小 竹 啓 功	教育総務課長代理	
	後 藤 祐 介	教育総務課監察班長	

#### 4 その他

- (1) 第20、21、22号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

#### 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 22 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 22 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

## **第 20 号議案 令和 4 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 20 号議案「令和 4 年度静岡県立高等学校生徒募集計画及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について本多高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 中学校卒業予定者数が 2 %程増加するのに学級減とのことだが、どのような理由か。

高校教育課長： 中学校卒業予定者数は 700 人程増加する。公立高校の募集定員は過去 3 年間の公立高校への進学実績を地区ごと調べ、その進学実績を反映させて募集計画を策定している。昨年度は公立高校の定員割れが大きかったことが影響し、全県として 4 学級減となる。ただし、地区によって生徒数に増減があるため、学級増の学校と学級減の学校がある。メリハリのある募集計画とした。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 20 号議案について、原案のとおり可決する。

## **第 21 号議案 県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針**

教 育 長： 第 21 号議案「県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針」について宮崎参事兼義務教育課長より説明願う。

参事兼義務教育課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問がいくつかある。1 つ目は、「義務教育未修了者の推移」が表 1 で示されているが、このデータの中には外国人は含まれているか。

参事兼義務教育課長： 含まれていない。

藤 井 委 員： そのデータは把握できているか。

参事兼義務教育課長： 最新の数字については、昨年度の国勢調査の結果により、日本国籍の人の数値については近日中に公表される予定であるが、外国籍の未修了者については把握をしていない。ただ、表 3、4 のとおり、在留外国人が増えているため、ニーズは高いものと考えている。

藤 井 委 員： 外国籍の人の義務教育未修了の人数は把握できてはいないが、その人たちにも門戸は開いていて、夜間中学校の対象者となるということによいか。

参事兼義務教育課長： その通りである。

藤井委員： 2点目の質問で、本県の義務教育未修了者の生徒数における割合は、他都道府県と比べて特徴等はあるか。

参事兼義務教育課長： 他の都県と比べて、大きな特徴はない。

藤井委員： 3点目の質問で、この新しい試みに対して、職員をある程度確保しなくてはならないと思うが、そこについては見通しがいつているか。

参事兼義務教育課長： 今回設置が予定されている磐田市、三島市近隣の教育長に、今回の設置にあたり、人材の派遣を依頼している。また、研修等の充実を協議している。例えば、総合教育センター等に教員を長期派遣して、そこで「やさしい日本語による指導」や「夜間中学」について研究してもらう等、まだ開校までに1年半期間があるため、民間等のノウハウを活用しながら、指導体制を整えていきたい。またそこで人材育成を図っていきたいと考えている。

藤井委員： 4点目として、ICTを活用していくということで、本校と分校の間はそれでよいと思うが、それ以外の形でも積極的にICTを活用していく構想はあるか。

参事兼義務教育課長： まだ構想段階ではあるが、民間企業においてはICT活用が進んでいるため、そのノウハウを活用して、既卒業者だけでなく、今いる不登校の生徒へも何かできないか検討している。

藤井委員： その点については、ICTは有力な武器になり得るため、積極的に検討していただきたい。

後藤委員： 以前の協議で夜間中学のネーミングについて話題となったが、どのように考えているか。外国人の方へ広く認知してもらうため、PRをしなければいけないと思うが、どのように考えているか。

参事兼義務教育課長： ネーミングについては、この後実施する教育委員協議会で校名募集について協議したいと考えている。広く県民に親しまれる学校にしたいため、公募を考えている。

周知の方法については、様々な国籍の外国人に対応できるよう、県のホームページにおいて、複数の言語で広報する予定である。また、県内には190ほどの関係団体があるため、チラシ・ポスターの配布等を行う予定である。

渡邊委員： このような学びの場の設置に伴い、様々なバックグラウンドの生徒が集まることが期待されるが、元不登校であったとか、外国人で日本の生活に慣れていないなど、学習の場面以外の支援が必要となることも予測されると思うが、そのようなことに対しての支援体制はどのようなことを考えているか。

参事兼義務教育課長： 入学生の8～9割は外国籍と想定している。自動翻訳機の活用、また、学校でも「易しい日本語教育」というものも実施しているため、知見のある教員を配置し、プライベートな部分にもできる限り対応できるよう整備をしていきたい。

ただ、現段階では、人数も国籍も全く分かっていない状況のため、

来年度の上半期の入学希望者の状況を見て、一番良い方法を検討していきたい。

伊 東 委 員： 藤井委員からICTの活用について質問があったが、広い静岡県の中で2か所のため、毎日登校しなければいけない状況は大変だと思う。コロナウイルス感染症の拡大により、在宅で学ぶシステムも出来つつあるため、いろいろな制約はあると思うが、なるべく柔軟に学びができるような環境を整備していただきたい。

藤 井 委 員： 外国人社員を多く抱えている企業と話し合いや情報交換をする等、それらの企業と連携をして新設する中学の機能を高めて、効果を狙っていくことも考えられると思うので、是非そのような企業とパイプをつかって連携体制がとれるようにしていただきたい。

参事兼義務教育課長： 今回の整備にあたり、有識者会議を3回実施した。その委員の1名は民間企業の代表で、多くの従業員を抱えている会社の社長であった。来年度は様々な企業から意見をいただきながら進めていきたいと考えている。

教 育 長： 就職のこともあるため、連携していくことは大切だと思う。他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第21号議案について、原案のとおり可決する。

#### **報告事項1 令和4年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考の実施**

教 育 長： 報告事項1「令和4年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考の実施」について、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1点質問がある。願書では性別の記載は義務付けていないが、調査書には性別欄が明記されている。なぜ違いがあるのか。

特別支援教育課長： 入学後の指導体制のため、男女の性別については知る必要があり、調査書には性別欄の記載がある。願書については内容をできる限りシンプルにするため、記載欄を設けていない。

藤 井 委 員： 調査書というのは、入学試験を受けるにあたり、中学校から提出される書類か。

特別支援教育課長： 中学校で作成される書類である。

藤 井 委 員： 性別がなくても良いのではないか。逆に言えば必要であれば入学した人が個別にどのように考えているかによって判断をすればよいのではないか。調査書の段階で何故それを必要とするのか。

特別支援教育課長： 特別支援学校では日常生活を指導する場面が多くある。そういう意味では性別というのは重要な要素となる。そのため、調査書に明記をするようにしている。

藤井委員： 理屈はわかるが、私の意見としては調査書であっても記載する必要はないと思う。

政令指定都市には市立としての特別支援学校はないが、何故か。

特別支援教育課長： 特別支援学校の設置義務は県にあり、政令指定都市には設置義務はない。ただ、全国的にはかなり多くの政令指定都市で特別支援学校を整備している。ただ県内においてはそのような動きはない。

藤井委員： 動きがないというよりも、県のほうで動きを促すような方策をとる必要があるのではないか。政令指定都市としては県がやってくれてありがたいで終わってしまう。税金の分配という意味においても不均衡が生じているわけなので、県としても政令指定都市が独自に設立するように働きかけるのが筋ではないかと考える。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

#### <非>第22号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。  
これをもって、令和3年度第11回教育委員会定例会を閉会とする。